



埼玉県報

第 2881 号
平成 29 年(2017 年)
3 月 10 日
金曜日

目次

規則

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則(共助社会づくり課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(共助社会づくり課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(共助社会づくり課)
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(経営管理課)
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(経営管理課)

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(西部地域振興センター)
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の廃止に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定予定(森づくり課)
- 保安林の指定予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 久喜都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 桶川都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 羽生市岩瀬土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更(市街地整備課)
- 所沢都市計画公園事業の事業計画の変更の認可(公園スタジアム課)
- 県道さいたま東村山線の供用の開始(朝霞県土整備事務所)
- 県道深谷東松山線の供用の開始(東松山県土整備事務所)

- 一般国道 140 号の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道寄居岡部深谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額の改定（経営管理課）

規 則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十五条第三項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条第一項中「様式第二十三号」を「様式第二十二号」に改める。

様式第五号の備考5中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式の備考5②中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式の備考5④中「及び第4項」を削る。

様式第十五号（裏面）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第十六号中「の仮認定」を「の特例認定」とし、「及び仮認定」を「及び特例認定」とし、「仮認定取消し」を「特例認定取消し」と改め、同様式の備考3中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第十八号中「仮 認 定 申 請 書」を「特 例 認 定 申 請 書」とし、「仮認定」を「特例認定」と改める。

様式第二十号の備考2②中「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削る。

様式第二十二号を削る。

様式第二十三号備考以外の部分中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式の備考3①中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と改め、同様式を様式第二十二号とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第六十一号）の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十一条中「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「及び第四項」を削る。

第二十二条第一項第三号口中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一号」に改め、同項第七号中「（その金額が二百万円以下の場合に限る。）」を削る。

第二十三条中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改める。

第二十四条第四項を削る。

第二十六条中「様式第八号」を「様式第七号」に改める。

第二十九条中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

第三十条中「様式第九号」を「様式第八号」に改める。

様式第七号を削り、様式第八号を様式第七号とし、様式第九号を様式第八号とする。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項、第十二条第一項第三号口及び第二十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉
県条例第二十九号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年三月十九
日とする。

規 則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉
県条例第五十号）附則第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年三月十九日
とする。

告 示

埼玉県告示第百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人低コスト優良リフォーム研究会

三 代表者の氏名

田澤 芙美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市けやき台二丁目七番地の六安田第三ビル百二

五 定款に記載された目的

この法人は、住宅のリフォームに関する研究により、より低コストで住む人にとってやさしく安全なリフォームを実施し、快適な地域づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百八十四号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

埼玉県東松山市箭弓町一―十五―十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番八 外 計二者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番八 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十八年一月八日

ニ 届出年月日

平成二十九年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年三月十日から平成二十九年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月十日から平成二十九年七月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

埼玉県東松山市箭弓町一―十五―十三

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番八

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年十月三十日

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアスーパーマーケット越生店

埼玉県入間郡越生町大字西和田三百八十四番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十月二十四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百三十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十九年二月二十三日

二 縦覧期間

平成二十九年三月十日から平成二十九年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月十日から平成二十九年七月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百八十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字上名栗字西向三四六八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西向三四六八（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字赤沢字平沢六九八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第二百九十号

平成二十八年埼玉県告示第八百二十八号で公示した公共測量は、平成二十九年一月三十一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市災害拠点境界座標調整業務）

三 作業地域

さいたま市北部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十八年十一月二十一日から平成二十九年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市災害拠点境界座標調整業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十八年十一月二十一日から平成二十九年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第二百九十三号

平成二十八年埼玉県告示第千五百十六号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十四号

川越市から川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により久喜市から久喜都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により桶川市から桶川都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により羽生市岩瀬土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

伊藤 正 男	埼玉県羽生市大字小松千二百三番地一
入江 敦	埼玉県羽生市大字中岩瀬七百四十五番地
入江 建 夫	埼玉県羽生市大字中岩瀬七十二番地
柿沼 孝 明	埼玉県羽生市大字上岩瀬二千六百八十八番地
川田 一之助	埼玉県羽生市大字下岩瀬九百六十九番地
木村 佐 吉	埼玉県羽生市大字中岩瀬千五百五十五番地イ号乙
渋澤 健 一	埼玉県羽生市大字上岩瀬九百五十一番地
清水 親 夫	埼玉県羽生市大字桑崎千三百五十番地
奈良原 良 夫	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百六十四番地
諸井 道 雄	埼玉県羽生市大字加羽ヶ崎三百四十六番地一

就任した理事の氏名及び住所

伊藤 正 男	埼玉県羽生市大字小松千二百三番地一
入江 建 夫	埼玉県羽生市大字中岩瀬七十二番地
入江 敦	埼玉県羽生市大字中岩瀬七百四十五番地
岩田 勝	埼玉県羽生市大字中岩瀬千二百四番地
柿沼 孝 明	埼玉県羽生市大字上岩瀬二千六百八十八番地
柿沼 福 司	埼玉県羽生市大字上岩瀬千二百九十三番地
川田 房 雄	埼玉県羽生市大字下岩瀬二百五十一番地二
渋澤 健 一	埼玉県羽生市大字上岩瀬九百五十一番地
清水 親 夫	埼玉県羽生市大字桑崎千三百五十番地
長谷部 栄	埼玉県羽生市大字中岩瀬千六十九番地い号
松本 英 三	埼玉県羽生市大字下岩瀬九百九十四番地二
諸井 道 雄	埼玉県羽生市大字加羽ヶ崎三百四十六番地一

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第三百八十六号で告示した所沢都市計画公園事業（所沢市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成五年六月十八日から平成三十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>新座市野火止三丁目二三〇二番四地先から 同市野火止三丁目二三〇二番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十二月四日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四・八六メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

路 線 名	県道深谷東松山線
供用開始の区間	東松山市材木町四一二二番七地 先から同市材木町四一二二番七 地先まで
供用開始の期日	平成二十九年三月十日
備 考	平成十九年十月二十三日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第三百三十三号で 告示した道路予定区域の供 用開始である。延長六・二 七メートル。

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

百四十号	路線名
深谷市荒川字上宿一五二番地先から 同市荒川字新井一〇二九番地先まで	供用開始の区間
平成二十九年三月十日	供用開始の期日
平成二十四年三月二十三日付け埼玉県熊谷県土 整備事務所長告示第八号で告示した道路区域の 供用開始である。 延長二三六・四一メートル	備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 寄居岡部深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市本郷字渡瀬西一八七〇番地先まで	深谷市本郷字形屋二二四九番地先から	区 間
一〇・一一〇 二三・一六	七・七五〇 八・八三〇	敷地の幅員 (メートル)
一八七・六		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年六月二十二日

指令川建セ第二七〇〇四四一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月三日

川建セ第二八〇〇七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字宮前千三百三十番、千三百三十一番、千三百三十二番、千三百三十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字三反町千三百七十一番地
社会福祉法人晃樹会 理事長 小林 良樹

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十九年二月二十二日

指令川建セ第二七〇〇八九一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月七日

川建セ第二八〇〇七三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字川坂三百八十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷十一番地三

社会福祉法人杉の子会 理事長 長谷川 昌光

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十九年三月一日

指令川建セ第二八〇〇三七一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月八日

川建セ第二八〇〇七四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十六番十二、四千三百五十六

番十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷五十五番地三大宮大谷第二待機宿舍三〇三号

高橋 輝

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年三月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年二月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内五十四街区二画地地先から五十四街区十九画 地地先まで、五十四街区三画地地先から五十四 街区十八画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内十三街区三画地地先から十三街区六画地地先 まで、十四街区四画地地先から十四街区十画地 地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内四十五街区五画地地先から四十六街区二画地 地先まで、四十七街区三画地地先から四十七街 区七画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十七・四〇</p> <p>三十五・七三</p> <p>十七・二一</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内四十五街区五画地地先から四十五街区六画地 地先まで、四十六街区二画地地先から四十六街 区二画地地先まで</p>	七・〇七	六・〇	
<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十街区三画地地先から六十街区三画地地先 まで、六十一街区一画地地先から六十一街区二 十一画地地先まで</p>	十・〇〇	六・〇	
<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十三街区九画地地先から六十三街区十一画 地地先まで、六十四街区一画地地先から六十四 街区十八画地地先まで</p>	三十五・〇〇	六・〇	
<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内五十七街区十一画地地先から五十七街区十三 画地地先まで、六十一街区一画地地先から六十 一街区二画地地先まで</p>	七十二・四八	八・〇	

	深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内五十七街区一画地地先から五十七街区十三画 地地先まで、六十街区三画地地先から六十街区 三画地地先まで	
		十三・八四
		六・〇

告示

埼玉県病院事業告示第七号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月十九日から施行する。

平成二十九年三月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項中

埼玉県立循環器・呼吸器病センター	
特別病室 A	一日につき
特別病室 B	一日につき
特別病室 C	一日につき
特別病室 D	一日につき
特別病室 E	一日につき
特別病室 F	一日につき
特別病室 G	一日につき

九、三三〇円
 四、六六〇円
 三、五〇〇円
 六、四八〇円
 九、三四〇円
 二、九〇〇円
 三、七五〇円

を

埼玉県立循環器・呼吸器病センター	
特別病室 A	一日につき 一〇、八〇〇
特別病室 B	一日につき 八、六四〇
特別病室 C	一日につき 七、五六〇
特別病室 D	一日につき 五、四〇〇
特別病室 E	一日につき 四、三二〇

円 円 円 円 円

に改める。